成果有体物提供契約書(ひな形)

京都薬科大学(以下、「甲」という。)と〇〇〇(以下、「乙」という。)は、甲の職員等が創作又は取得した成果有体物(以下、「本成果有体物」という。)を乙に提供するにあたり、次の条項により成果有体物提供契約(以下、「本契約」という。)を締結する。

(成果有体物の提供)

- 第1条 甲は、別紙に定める条件において、乙に対し本成果有体物を提供する。 (成果有体物の受領)
- 第2条 乙は、本成果有体物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。 (代金の支払い)
- 第3条 乙は、別紙に定める本成果有体物の提供代金を、甲の請求により甲の指定する口座に振り込むものとする。

(費用負担)

- 第4条 乙は、本成果有体物の引渡し等に要する費用を負担するものとする。 (目的外使用等の禁止)
- 第5条 乙は、本成果有体物を別紙に定める目的以外に使用してはならない。
- 2 乙は、本成果有体物をヒトに使用(治療、診断その他の使用)してはならない。
- 3 乙は、本成果有体物を別紙に定める場所以外で使用してはならない。
- 4 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ずに、本成果有体物(本成果有体物から得られた成果有体物又は本成果有体物に変更を加えることによって得られ、かつ、本成果有体物の要素を備えた成果有体物を含む。)を第三者に提供してはならない。

(秘密保持)

- 第6条 乙は、甲から提供又は開示された本成果有体物に関する情報及び本契約に関連して 知り得た一切の秘密を保持するよう万全の措置を講じるものとし、書面による甲の事前承 諾を得た場合を除き、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号の いずれかに該当するものは、この限りでない。
 - (1) 甲から知得する以前に、既に公知のもの
 - (2) 甲から知得する以前に、既に乙が所有していたことを証明できるもの
 - (3) 甲から知得した後に、乙の責に帰さない事由により公知となったもの
 - (4) 正当な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を伴わずに知得したことが証明できるもの
 - (5) 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、開示が強制されたもの

(研究成果の公表)

- 第7条 乙は、本成果有体物にかかわる研究成果を公表するときは、甲に対し公表の時期、 方法及び内容等について、書面により事前に通知しなければならない。
- 2 乙は、前項の公表に際しては、本成果有体物が甲から提供されたことを明示するものと する。

(知的財産権の取扱い)

- 第8条 乙は、本成果有体物に関連した発明又は考案を出願しようとするときは、事前に甲 に連絡し、権利の帰属及び持分について甲と協議しなければならない。
- 2 乙が、本成果有体物に関連して改変体又は修飾体をなしたときは、甲及び乙は協議のう え、その権利の帰属及びその取扱いについて決定するものとする。

(非保証)

- 第9条 本成果有体物は、研究の結果又はその過程において創作又は取得された実験的、かつ、研究的性質を有するものであり、甲は乙に対し、本成果有体物の品質、性能及び安全性等を保証するものではなく、明示又は黙示を問わず一切の保証はしないものとする。
- 2 甲は、乙が本成果有体物の使用及び保管することによって発生するいかなる結果について、一切その責任を有せず、かつ、それらによって発生したいかなる損害に対して、直接 又は間接を問わず賠償義務を負わないものとする。

(契約有効期限)

- 第 10 条 本契約の有効期限は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までと する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第6条及び第7条の規定は、本契約終了後○○年間有効とし、 第8条及び第9条の規定は、本契約終了後対象事項がすべて消滅するまで有効に存続する ものとする。

(契約の解除)

第11条 甲及び乙は、相手方が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除する ことができる。

(契約の終了又は解除後の成果有体物の取扱い)

- 第12条 乙は、本契約が終了又は解除されたときは、別紙の定めに基づき本成果有体物を取扱うものとし、秘密情報については、甲の指示に基づき廃棄又は甲に返還するものとする。 (協議)
- 第13条 本契約に定めのない事項又は本契約に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議し、それを解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 京都市山科区御陵中内町5番地 京都薬科大学長 後藤 直正

成果有体物提供条件

1. 成果有体物の名称・数量		名称:						
		数量	<u>:</u>					
2. 提供の対価			無償					
			有償	(円)		
3. 使用目的・方法・場所		目的): 🗆	学術研究		産業利用		
		方法	. :					
		場所	î:					
4. 提供先	実施機関名							
	研究責任者	所 職·	属: 氏名:					
	研究実施者	所 職·	属: 氏名:					
5. 契約終了後の成果有体物の 取扱い(処理)			廃棄 返却 保管 その他	()	
0 7 0/4								
6. その他								